

## ミネラルウォーター類の規格基準について (1/3)



食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が平成 26 年 12 月 22 日改正されました。なお、平成 27 年 12 月 31 日までに製造又は輸入される清涼飲料水及び粉末清涼飲料については、改正前の例によることが出来るとされています。

## 【成分規格（個別規格）】各ミネラルウォーター類の製品に関する規格

物質名	成分規格		
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無	ミネラルウォーター類 以外の清涼飲料水
亜鉛	5 mg/l	5 mg/l	—
カドミウム	0.003 mg/l	0.003 mg/l	—
水銀	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	—
セレン	0.01 mg/l	0.01 mg/l	—
銅	1 mg/l	1 mg/l	—
鉛	0.05 mg/l	0.05 mg/l	○検出するものであってはならない
バリウム	1 mg/l	1 mg/l	—
ヒ素	0.05 mg/l	0.05 mg/l	○検出するものであってはならない
マンガン	2 mg/l	2 mg/l	—
六価クロム	0.05 mg/l	0.05 mg/l	—
亜塩素酸	0.6 mg/l	—	—
塩素酸	0.6 mg/l	—	—
クロロホルム	0.06 mg/l	—	—
残留塩素	3 mg/l	—	—
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/l	0.01 mg/l	—
四塩化炭素	0.002 mg/l	—	—
1,4-ジオキサン	0.04 mg/l	—	—
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	—	—
ジクロロメタン	0.02 mg/l	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l (シス体とトランス体の和として)	—	—
ジブromクロロメタン	0.1 mg/l	—	—
臭素酸	0.01 mg/l	—	—

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



# ミネラルウォーター類の規格基準について (2/3)



硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l	10 mg/l	—
総トリハロメタン	0.1 mg/l	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	—	—
トリクロロエチレン	0.004 mg/l	—	—
トルエン	0.4 mg/l	—	—
フッ素	2 mg/l	2 mg/l	—
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	—	—
ブロモホルム	0.09 mg/l	—	—
ベンゼン	0.01 mg/l	—	—
ホウ素	30 mg/l (ホウ酸として)	30 mg/l (ホウ酸として)	—
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	—	—
有機物等 (全有機炭素)	3 mg/l	—	—
味	異常でないこと	—	—
臭気	異常でないこと	—	—
色度	5 度	—	—
濁度	2 度	—	—
パツリン	—	—	0.050ppm
腸球菌	—	陰性 (二酸化炭素圧力 98kPa 未満: 20℃)	—
緑膿菌	—	陰性 (二酸化炭素圧力 98kPa 未満: 20℃)	—

\*パツリンはりんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの

## 【成分規格 (一般規格)】 各ミネラルウォーター類に共通の製品に関する規格

物質名	成分規格		
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無	ミネラルウォーター類 以外の清涼飲料水
混濁	混濁したものであってはならない		
沈殿物	沈殿物のあるものであってはならない		
スズ (金属容器包装入りの場合)	150.0 ppm		
大腸菌群	陰性		

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



# ミネラルウォーター類の規格基準について (3/3)



## 【製造基準①】 ミネラルウォーター類の製造原水に関する基準

物質名	製造基準	
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	—	陰性 <sup>※1</sup>
腸球菌	—	陰性 <sup>※1</sup>
緑膿菌	—	陰性 <sup>※1</sup>
大腸菌群	陰性	陰性 <sup>※1</sup>
細菌数	100 個/ml	5 個/ml <sup>※1</sup>
細菌数	—	20 個/ml (容器包装詰め直後の製品)
細菌数	—	100 個/ml <sup>※2</sup> (二酸化炭素圧力 98kPa 以上:20℃)
大腸菌群	—	陰性 <sup>※2</sup> (二酸化炭素圧力 98kPa 以上:20℃)

## 【製造基準②】 ミネラルウォーター類以外の製造原水<sup>※3</sup>に関する基準

原水は、水道水又は表中のAかBのいずれかの基準を満たさなければならない。

※3 ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のものをいう。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水

物質名	製造基準	
	A	B
鉄	0.3 mg/l	0.3 mg/l
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l	300 mg/l
細菌数	100 個/ml	—
大腸菌群	陰性	—
成分規格（個別規格）項目	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有 39項目に適合	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無 14項目に適合
製造基準① 二酸化炭素圧力 98kPa 以下は <sup>※1</sup> 二酸化炭素圧力 98kPa 以上は <sup>※2</sup> 参照	—	<sup>※1</sup> 又は <sup>※2</sup> に適合

\* 製造基準においては、検査が必要となる規格項目及び基準値のみ記載しています。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、大塚**（フリーダイヤル0120-01-2590  
内線318、338）までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

